

会 議 録

会議の名称	平成24年度第2回東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	平成24年11月28日(水)午後2時～4時				
開催場所	市民センター1階 7・8・9会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：            (委員) 小澤進・牛木信之・原小百合・町田茂樹・間野由紀夫・河邑晶子・木村知鶴・千葉光男・笥田エミ子・梶桃奈・手賀清春・松尾美智夫・鈴木昭・武者明彦・岩本導子・高橋千恵子            (市事務局) 田中健康福祉部次長            地域福祉推進課 空閑課長、新井主査            障害支援課 花田課長、比留間事業係長、吉田給付係長、高橋支援第1係長、西尾支援第2係長、佐藤主任</p> <p>●欠席者： 遠藤てる・武城順子・櫻田茂</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 なし
会議次第	1. 開会 2. 挨拶 3. 議事(報告) (1) 自立支援協議会の設置について (2) 要援護者名簿への登録制度について(資料1) (3) 第1回 障害福祉に関する市単独事業再構築検討会の開催について (4) ヘルプカードの作成について(資料2) (5) 障害者虐待相談窓口について(資料3) 4. その他 5. 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部障害支援課事業係 担当者名 比留間・佐藤 電話番号 042-393-5111(内線3152・3153) ファックス番号 042-395-2131				
会 議 経 過					
1. 開会 ○委員16名の出席により過半数を超えているため会議が成立いたします。					
2. 挨拶 ○健康福祉部次長 こんにちは。本日は、部会をはじめる前に連絡事項があります。選挙管理委員会より、市民のかたがお集まりになる会議で選挙についてご案内してほしいとの依頼がありました。12月16日は都知事、衆議院選挙の投票日ですが、投票時に必要な入場整理券がご自宅に届くのが12月7日になる予定です。都知事選は11月3					

0日、衆議院選は12月5日から期日前投票が可能になりますが、入場整理券がお手元に届いていないので期日前投票を行う場合は身分証明書をご持参してほしい。この件については11月29日配布される市報の臨時号で説明されています。本日の部会は報告事項が中心となります。ご質問等ございましたら遠慮なくお申し出ください。お寒い中お集まりいただきありがとうございます。

○事務局A

- ・配布資料の確認を行う。
- ・委員の就任について報告する。

東村山福祉園の齋藤委員が他施設に異動されましたので、後任であります鈴木委員が就任されました。

・確認事項

平成24年度第1回部会で質疑がありました、平成23年度新規就労件数（36件）の障害別内訳について回答する。

視覚障害のかたの実績は一般就労3名で内訳は卸売・小売業1名、金融・保険業1名、電気・ガス業1名。聴覚障害のかたの実績は一般就労2名で内訳は製造業1名、その他サービス業1名。肢体不自由障害のかたの実績は一般就労5名で内訳は卸売・小売業2名、医療・福祉業1名、通信業1名、情報通信業1名。精神障害のかたの実績は一般就労19名で内訳は医療福祉業が1名、飲食業1名、卸売・小売業7名、教育業1名、製造業5名、その他のサービス業4名。

知的障害のかたの実績は一般就労7名で飲食業1名、卸売・小売業4名、製造業1名、その他サービス業1名。

○事務局A

それでは、これより議事の進行を小澤部会長にお願いします。

○部会長

本日、傍聴を希望させているかたはおりません。

それでは議事を進行いたします。本日は報告事項が中心となります。事務局より報告をお願いします。

3. 議事（報告）

(1) 自立支援協議会の設置について

事務局Bより報告される。

自立支援協議会は障害福祉計画上、平成24年度は検討としておりましたが、設置に向け動き出しましたのでご報告させていただきます。自立支援協議会の概要は、相談事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的役割を果たす協議の場です。おもな機能は地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議などです。

実施に関する考え方は障害のあるかたがもつ様々な生活課題の解決に向け、多くの関連機関と連携して支援していく中心的役割をもつ組織となります。今年度に入りましてから、市内の関係者から設置についての問い合わせが多くなりましたので、意見集約の場として自立支援協議会のありかた検討会を立ち上げました。第1回は11月21日に開催した。検討会で出された意見を参考にして自立支援協議会を設置したいと思っています。

(2) 要援護者名簿への登録制度について  
資料1に基づき事務局Cより説明が行われる。

○部会長

ご意見、質問はありますか。

○委員A

良い制度だと思うが、どこに障害者が住んでいるかわかってしまうので犯罪が多くなると思う。また、自治会、民生委員まで情報が提供されるのは問題だと思う。そこで個人情報漏れる可能性がある。情報を消防・警察でとめることができるのか。

○事務局C

犯罪に利用される可能性も考えられますが、防止対策として、情報提供を行う機関を絞らせていただき、個人情報をお渡しする際は協定書を取り交わす等の対策をとっていきます。名簿の提供範囲については、先程の説明が不足していましたが、自治会への情報提供に限っては、申請者の提供の可否を尊重し決定します。

○委員B

以前、社協の「るーと」でも同じような事業を行う話がありました。そのときは日常生活で関係を持たない民生委員が、民生委員の立場で個人情報を持つことに抵抗がありました。実際に災害があったときに助けてほしいので、普段の見守りでは意味がないため目的がずれてきていると思います。

○事務局C

名簿は災害時も使われます。この名簿の登録対象になっていなくても、東日本大震災クラスの地震があったとき、個人情報より命の方が大切であると市が判断した場合は個人情報を提供し安否確認に利用していただきます。しかし、この方法は、災害が起きてからある程度時間がかかります。今回の名簿は、災害が起きた時の初期対応に必要なものになると思っております。

災害発生時は、民生委員等も被害者になってしまうほか、行政も様々な対応を行うため、必ずしも速やかな支援を行えるとは限りません。日頃からの地域のつながりづくりをお願いしていきたいと考えています。

○委員A

消防・警察まで情報を提供したいが可能か。

○事務局C

今回の制度は消防・警察・民生委員まで情報を提供します。自治会は任意となります。今後、制度の見直しなどありましたら、あらためて皆様のご意見を参考に検討させていただきます。

○委員A

受付のとき、犯罪に利用されるリスクがあることを説明するべきでは。

○事務局C

これから市民説明会があります。適切な説明方法について検討させていただきます。

○部会長

10分休憩を入れさせていただきます。

～休憩～

○部会長

議事を再開します。

(3) 第1回 障害福祉に関する市単独事業再構築検討会の開催について  
事務局Dより報告がある。

11月8日、市民センターにて第1回の障害福祉に関する市単独事業再構築検討会が開催されました。当日は市長より委員11名に対して委嘱状が交付されました。

当推進部からは、2名の委員が参加されております。他に学識経験者1名、各障害者団体6名、一般公募2名の構成になります。11名の委員で市単独事業再構築について検討していただき、市への提案をしていただくこととなります。

第1回は初回でもありましたので、事務局から障害者施策全般の説明、委員からの制度全般の質疑で終了いたしました。

(4) ヘルプカードの作成について

資料2に基づき事務局Aより報告される。

東京都は、今年度から義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得られやすくなるよう「ヘルプマーク」を作成し、都全域で普及するよう活動を行っています。

都の動きとしては、「ヘルプマーク」を、10月から都営大江戸線の各駅で配布し、「ヘルプマーク」を身につけた方が優先席に座りやすくなるよう都営大江戸線の優先席にステッカーの掲示を行っています。都内の「ヘルプマーク」普及活動の一環として、都が各市区町村へ「ヘルプマーク」を印刷した「ヘルプカード」の普及について依頼がありました。当市内における「ヘルプカード」は、平成19年に社会福祉協議会が事務局を務めます「東村山あんしんネットワーク」が、都より先行して「ヘルプカード」を作成し配布しています。都が普及を進めるものとデザインが違うなどいくつかの課題がありますので、今後は「東村山あんしんネットワーク」と作成に関して調整していくことになろうかと思っております。本日は、都内で実施される「ヘルプマーク」のPRを兼ね、今後の「ヘルプカード」の動きについて報告させていただきました。

○部会長

ご意見、質問はありますか。

○委員C

ヘルプマークの配布の件で、内部障害とあるが、知的・精神障害のかたも配布されるのか。

○事務局A

知的・精神障害のかたも配布されます。

○委員D

「東村山あんしんネットワーク」のヘルプカードを廃止にして作り直すのか。

○事務局A

これから「東村山あんしんネットワーク」と詳細を調整していきます。

○委員E

都が推進するヘルプカードは、ヘルプマークを載せないといけないのか。

○事務局A

ヘルプマークを載せるかは各自治体の判断になりますが、ほとんどの市区町村は新規事業になりますので、ヘルプマークを載せたものを作成していくと伺っております。また都はヘルプマークを載せたヘルプカードを普及させていく方針です。

#### (5) 障害者虐待相談窓口について

資料3に基づき事務局Bより説明が行われる。

東村山市では、障害支援課が窓口となり虐待の相談を関連機関と連携して対応していくこととなります。虐待防止法が施行されてから障害支援課に相談があった件数は1件です。虐待防止法が施行される前から、虐待について対応しており、その効果だと思われれます。都内26市の状況ですが、0件が10市、1件が6市、2件が3市、3件が4市、4件が1市、5件が1市、10件が1市となっています。

虐待防止法施行のメリットは、関連機関に法律に基づいて依頼・調査ができるなど、虐待の防止について明確にできたことです。

○部会長

ご意見、質問はありますか。

○委員F

虐待が判明した場合、加害者は処罰されるのか。

○事務局B

刑罰はありません。あくまでも虐待の予防対策を中心とした法律です。

○委員A

虐待を見つけた場合、通報する義務はあるのか。

○事務局B

通報する義務はありません。

○委員D

虐待が起こりえるところは「施設」「家族」「雇用主」3か所と言われておりますので施設側としても虐待について十分注意して対応しています。虐待防止について何か周知しているのか。

○事務局B

10月1日号の市報で周知させていただきました。

○委員G

障害者の65歳以上は障害支援課で対応するのか。

○事務局B

65歳以上の虐待は高齢者の虐待防止法で対応することになります。

○部会長

時間になりましたので、議事を終了いたします。

5. その他

○事務局A

第3回開催については、2月下旬か3月上旬に予定しています。詳細については追って通知します。

現在、障害者週間・福祉のつどいに先駆け、いきいきプラザ1階ロビーで行われている「アートコンクール」についてご案内する。

6. 閉会